

経済危機対策の継続的な実施を求める意見書

日本経済は「百年に一度」といわれる世界的な経済危機に直面し、輸出関連産業を初めとした、ほぼ全ての業種における企業業績や雇用情勢の急激な悪化を招き、実体経済に深刻な影響を及ぼしている。中小企業を多く抱える本県においては、予想を超えるスピードで景気状況は悪化し、経済雇用情勢はこれまでに経験したことのない未曾有の厳しいものとなったところである。

こうしたことから、政府にあつては、経済危機対策として数次にわたる補正予算を編成するなど、国を挙げてその対応に取り組んできたところである。

徳島県においても、今回の経済危機に対して、国の経済危機対策に呼応した補正予算を議決するなど、「切れ目のない連続的な経済雇用対策」を講ずるほか、挙県一致でその対応に取り組み、急激な経済変動による県内経済や県民生活への影響を最小限にとどめるよう努めてきた。

特に、1月には地域活性化・生活対策臨時交付金等を活用した経済雇用効果の高い県単独の公共事業を初めとした補正予算を議決し、平成21年度当初予算と合わせた15カ月予算としている。加えて5月には新たに盛り込まれた基金造成事業など交付金を財源に、徳島県独自の総合経済雇用対策をとりまとめた補正予算を議決、6月には引き続き補正予算を全会一致で可決したほか、9月定例会においても更なる補正予算が提案されたところである。

こうした対策は、県内経済の緊急的な危機回避に一定の役割を果たし、依然厳しい状況にはあるものの、全体として県内景気の底入れ感が見られるまでに至っている。

このたびの第45回衆議院選挙結果に伴い、政権交代が行われることとなったが、新たな政権においては、平成21年度補正予算の未執行分の原則全面停止及びその組み替え等が行われる旨報ぜられており、地域雇用情勢や回復傾向にある地方経済、地方財政への悪影響が懸念されるところである。

よって、国においては、これまで行われてきた経済危機対策の継続性に十分配慮し、地方の声を十分聴いて、地方経済、地方財政に無用の混乱を招くことのないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月18日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗